

# ●確定申告の注意点など

## 予約制について

○申告1件（1人分）につき、予約1枠20分となっています。2件（2人）以上の申告がある場合には、申告する件数分の枠を予約してください。

○予約時間の5分前には、会場にお越しください。また、予約時間を10分過ぎても来庁されない場合は、キャンセル扱いとします。

住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合は土浦税務署へ確定申告が必要だよ！  
忘れないようにね！



## 特定口座で源泉徴収されている配当を申告する方へ

確定申告で配当所得を申告すると、所得が増えるため、国保税や介護保険料が増える場合があります。

この配当所得について、市民税・県民税の申告不要を選択する場合は、市民税・県民税申告を別途提出する必要がありますので、お申し出ください。この場合の配当所得は、国保税や介護保険料の計算には含まれません。

## 公的年金等を受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、確定申告をする義務はありません。

※年金から天引きになっていない社会保険料、生命保険料や扶養などの控除を追加する場合や所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要となります。

## 市役所で受付できない申告

次の申告は市役所での申告受付ができません。

土浦税務署で申告してください。

○令和5年1月1日現在、本市に住民登録が無い方の申告

○土地・建物・株式などを売却した申告

○分離課税の配当所得や先物取引に係る申告

○退職所得の申告

○雑損控除の適用を受ける申告

○青色申告

○令和3年分以前の申告

(確定申告、修正申告、更正の請求)

○住宅耐震改修特別控除

○住宅特定改修特別税額控除

(バリアフリー改修または省エネ改修)

○消費税・贈与税・相続税の申告

○損益通算や繰越控除の申告

○住宅借入金等特別控除（1年目）の申告

対象者	申告会場	期間
還付申告の方	土浦税務署 3号館 2階会議室	2月15日(水)まで
	延増第一ビル 4～6階 (土浦市真鍋 1-11-12) ※昨年と会場が 異なります	
すべての方		

※贈与税は、2月1日(水)以降、申告相談を受け付けています。

※入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

▶時間：午前9時～午後4時



国税庁LINE  
公式アカウント